政府統計

㊙ 令和３年中小企業実態基本調査
（調査票甲　個人事業者用）

個

経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
この調査票は税務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませんので、事実をありのまま記入してください。

個人事業者用

※赤枠内の記入をお願いします。

事業所の所在地		記入者の所属・氏名（調査票内容の照会に回答いただける方）	フリガナ
個人事業者の名称	フリガナ	記入者の電話番号	※代表と異なる場合のみご記入ください。
電話番号（代表）			
整理番号			

印刷されている郵便番号･住所･企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

SAMPLE

この▶マークを目印に三つ折りしてください

1 提出期限　令和3年9月1日（水）

2 問い合わせ先　中小企業実態基本調査事務局
0120−262−535（フリーダイヤル）
平日9：00 ～ 18：00　（土曜、日曜、国民の祝日を除く）

3 注意事項

(1) **この調査票は、個人事業者（個人企業）用の調査票です。**貴社が法人企業の場合は、改めまして法人企業用の調査票をお送りしますので、問い合わせ先（事務局）へご連絡ください。

(2) この調査は、中小企業者を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた企業全体について記入してください。

(3) **令和２年分所得税青色申告決算書または令和２年分白色申告収支内訳書によって記入してください。**それが困難な場合は、問い合わせ先（事務局）へご相談ください。

4 回答方法

○ インターネットによる回答方法

政府統計オンライン（https://www.e-survey.go.jp）にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能があり便利です。詳しくは同封の「調査のご案内（2ページ目以降）」をご確認ください。

政府統計コード	調査対象者ID（半角数字）	パスワード（半角英数字）
B U P E		

○ 郵送による回答方法

記入が終わった調査票を同封の返信用封筒（黄色）に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

5 提出先

〒100-0011　東京都千代田区内幸町1丁目1番６号
中小企業庁事業環境部調査室
中小企業実態基本調査事務局
（フリーダイヤル）：0120-262-535　（直通電話）：03-6807-5630
（受付時間）平日 9:00-18:00（土曜、日曜、国民の祝日を除く）

右ページ問2・問2付問1・問4の記入説明

『問2』の企業全体の従業者数の各調査項目の内容は以下のとおりです。
※ 他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数は除きます。

①個人事業主	個人企業の経営者。個人企業が共同で事業を行っている場合は、1人を「個人事業主」とし、他の人は常用雇用者とします。
②無給家族従業員	個人事業主の家族で、賃金や給料を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている人。
常用雇用者	雇用契約期間の定めが無い雇用者、もしくは雇用契約期間が1ヶ月以上の雇用者。
③正社員・正職員（有給・無給役員は除く）	貴社で正社員・正職員として処遇している雇用者。一般的には、雇用契約期間に定めがなく、貴社で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。ただし、有給・無給役員は除きます。
④正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	常用雇用者のうち「正社員・正職員」以外の雇用者。
⑤臨時雇用者	雇用契約期間が1ヶ月未満の雇用者。

『問2付問1』の他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数	他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者の合計数とは、「他社からの出向従業者（出向役員を含む）」または「他社からの派遣従業者」のいずれかに当てはまる人の数の合計をいいます。ただし、下請先の従業者は除きます。
①他社からの出向従業者（出向役員を含む）	在籍出向など出向元に籍があり、給与を出向元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。
②派遣従業者	労働者派遣法でいう派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、貴社にきて働いている人。

『問4』の売上(収入)金額及び経費などの各調査項目の内容は以下のとおりです。
※ 各調査項目と「青色申告」または「白色申告」の各科目の対応は、下表を参照してください。

項目		青色申告 令和2年分 所得税青色申告決算書				白色申告 令和2年分 白色申告収支内訳書		
		（一般用）	（現金主義用）	（不動産所得用）	（農業所得用）	（一般用）	（不動産所得用）	（農業所得用）
①売上(収入)金額		①	④	④	⑦	④	⑤	⑦
②売上原価（商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額）		⑥	⑤			⑨		
経費	③経費の合計	㉜	⑫から上記の⑤の金額を除いた金額	⑱	㉟	⑱	⑫	⑭
経費	給料賃金（専従者給与除く）	⑳	⑥	⑪	㉒	⑪	⑥	⑧
経費	地代家賃	㉓	⑧	⑩	㉔	⑮	⑨	⑨
経費	減価償却費	⑱	⑨	⑧	⑳	⑬	⑦	⑩
経費	租税公課	⑧		⑤	⑧	㋑	㋑	㋑
④差引金額または専従者控除前の所得金額		㉝	⑬	⑲	㊱	⑲	⑬	⑮

SAMPLE

1．企業の概要

問1　事業を開始した年について、該当する番号に１つだけ○をつけてください。
（※ 創業した年でなく、事業を開始した年でお答えください。）

1. 令和2年（2020年）以降
2. 令和元年（2019年）
3. 平成３０年（2018年）
4. 平成２９年（2017年）
5. 平成２８年（2016年）
6. 平成２７年（2015年）
7. 平成２６年（2014年）～平成１８年(2006年)
8. 平成１７年（2005年）～平成８年(1996年)
9. 平成7年（1995年）～昭和６１年(1986年)
10. 昭和６０年（1985年）以前

問2　出向・派遣を除く、企業全体の従業者数を令和３年３月３１日現在で記入してください(男女別)。
なお、「個人事業主」欄には、男女どちらかに、1人と記入してください。
（※ 他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数は除いて、記入してください。）

区分	⑥合　計〔⑥＝①+②+③+④+⑤〕（※ 出向・派遣は除く）	内　訳				
		①個人事業主	②無給家族従業員	常用雇用者 ③正社員・正職員（有給・無給役員は除く）	常用雇用者 ④正社員・正職員以外（パート・アルバイトなど）	常用雇用者 ⑤臨時雇用者
男	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人

問2付問1　他社からの出向従業者数（出向役員を含む）及び派遣従業者数をそれぞれ令和３年３月３１日現在で記入してください(男女別)。

区分	③合　計〔③＝①+②〕	内　訳	
		①他社からの出向従業者（出向役員を含む）	②派遣従業者
男	人	人	人
女	人	人	人

【問2付問1 記入上の注意点】
他社からの出向従業者（出向役員を含む）及び派遣従業者がいない場合には、「0」人と記入してください。

2. 令和2年分決算について

問3　問4以降、金額をご記入いただく質問では、できる限り消費税込みで記入してください。ただし、消費税込みで記入できない場合は、消費税抜きで記入してください。選択した記入方法に1つだけ○をつけてください。

1. 税込み　　2. 税抜き

問4　売上（収入）金額及び経費などを令和２年分決算の確定申告書類などを参照して記入してください。

項　目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	
①売上（収入）金額										,000 円
②売上原価（商品仕入原価、材料費、労務費、外注費などの総額）										,000 円
経費 ③経費の合計										,000 円
うち、給料賃金（専従者給与除く）										,000 円
うち、地代家賃										,000 円
うち、減価償却費										,000 円
うち、租税公課										,000 円
④差引金額または専従者控除前の所得金額（①－②－③）										,000 円

【問4　記入上の注意点】
1. 令和２年分の確定申告書類などを参照して記入してください。
2. 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
3. 「差引金額または専従者控除前の所得金額」をあらわすマイナスの金額を記入する場合は、金額の先頭に▲を記入してください（例：▲2000）。

SAMPLE

右ページ問5・問6・問7の記入説明

『問5』の輸出の内容は以下のとおりです。

モノの直接輸出	損益計算書の売上高に計上した取引額のうち、自己名義で通関手続きを行ったもの。
モノ以外のサービスの輸出	運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許使用料等のうち、損益計算書に計上した国際取引。

『問6』の売上(収入)金額の各調査項目の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工事高。
②製造品売上金額	「製造品売上金額」とは、自己の製造した製品を販売した場合の販売高をいいます。他から製造委託を受けたものの販売高も含みます。 以下の場合は、「製造品売上金額」には含みませんので注意してください。 1. 仕入商品を加工せず他の事業者に販売した場合の販売高 ⇒「⑥卸売の商品売上金額」に記入。 2. 仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の販売高⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。 3. 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の販売高 ⇒「⑦小売の商品売上金額」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業の収入。
⑤運輸，郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びこん包業、郵便業(信書便事業を含む)などの収入。
⑥卸売の商品売上金額	他の者から購入した(仕入れた)商品を、その性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。
⑦小売の商品売上金額	「小売の商品売上金額」とは、仕入商品または製造した商品を主として一般消費者(個人または家庭用消費者)に販売した場合の販売高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含みます。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売または販売契約をした場合、自動販売機によって物品を販売する場合の販売高を含みます。 菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として一般消費者(個人または家庭用消費者)に直接販売する場合は、「②製造品売上金額」ではなく、この「⑦小売の商品売上金額」に記載してください。
⑧不動産，物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究，専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業(法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、土木建築サービス、デザイン・機械設計業、著述・芸術家業、写真業など)、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店(食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など)、持ち帰りサービス業(すし、弁当など)、宅配飲食サービス業(宅配ピザ、給食センター、病院給食など)の収入。
⑫生活関連サービス，娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など)、娯楽業(映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業など)の収入。
⑬サービス事業(他に分類されない)の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他の事業サービス業(建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など)の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

【問6　記入上の注意点】
貴社の行っている事業が業種別内訳のどの項目に当てはまるのかは、上記の記入説明および『**業種分類表・国地域分類表**』(**オレンジ色の冊子**)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm)を参照してください。

【問7　記入上の注意点】
分類番号および事業の種類については、『**業種分類表・国地域分類表**』(**オレンジ色の冊子**)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm)を参照してください。

SAMPLE

3. 輸出の状況

問５　令和２年中に、輸出を行いましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. モノを海外に直接輸出した　→問5付問1へ
2. 商社等を通じて、モノを海外に間接的に輸出した　→問6へ
3. モノ以外のサービスを輸出した　→問6へ
4. 輸出はしていない　→問6へ

問5付問1　問5で「1. モノを海外に直接輸出した」を選んだ方のみにおうかがいします。令和２年の決算期間中に行ったモノの直接輸出額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

項　目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
直接輸出額									

,000円

4. 企業全体の事業別売上割合

問6　売上（収入）金額の内訳について令和２年分の確定申告書類などを参照して記入してください。

業種別内訳	割　合	
①建設事業の収入		%
②製造品売上金額		%
③加工賃収入		%
④情報通信事業の収入		%
⑤運輸，郵便事業の収入		%
⑥卸売の商品売上金額		%
⑦小売の商品売上金額		%
⑧不動産，物品賃貸事業の収入		%
⑨学術研究，専門・技術サービス事業の収入		%
⑩宿泊事業の収入		%
⑪飲食サービス事業の収入		%
⑫生活関連サービス，娯楽事業の収入		%
⑬サービス事業（他に分類されない）の収入		%
⑭その他の事業の収入		%
合　計	100	%

合計して100%になるように、記入してください。

【問7　記入上の注意点】
例）下図の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④ 情報通信事業の収入」なので、問7では、「④ 情報通信事業の収入」が100%となるため、その内訳を収入の多い順に第3位まで記入してください。

問6

業種別内訳	割　合	
①建設事業の収入		%
②製造品売上金額		%
③加工賃収入		%
④情報通信事業の収入	80	%
⑤運輸，郵便事業の収入		%
⑥卸売の商品売上金額		%
⑦小売の商品売上金額		%
⑧不動産，物品賃貸事業の収入		%

問7

内　訳	分類番号	事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割　合	
第1位	401	インターネット附随サービス業	60	%
第2位	392	情報処理・提供サービス業	40	%
第3位				%
その他	992	主たる業種のうち上記以外の事業		%
合　計			100	%

問7　「問6　売上（収入）金額の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目（貴社の主たる事業）についておうかがいします。
貴社の主たる事業について、その内訳を売上金額（または収入金額）の多い順に、『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）または中小企業実態基本調査【専用】業種分類検索システムから分類番号（３桁）を３つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
最も大きい割合を記入した内訳項目（貴社の主たる事業）のうち上位３つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内　訳	分類番号	事業の種類（分類番号を含めお書きください。）	割　合	
第１位				%
第２位				%
第３位				%
その他	992	主たる業種のうち上記以外の事業		%
合　計			100	%

合計して100%になるように、記入してください。

SAMPLE

右ページ問8・問9・問9付問1・問10・問11の記入説明

『問8』の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

有形固定資産	建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、社宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖冷房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
	機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
	船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務机などの備品（耐用年数１年超で相当価額以上のもの）。
	土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
	建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
	上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産。生物など。
無形固定資産		のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

『問9』及び『問9付問1』の「リース契約」及び「新規リース契約額」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

リース契約	リース契約とは、概ね１年を超える長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の貸借、短期間のレンタル、チャーター、転リースなどは含みません。
新規リース契約額	支払リース料ではなくリース契約額の総額です。令和元年の決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

『問10』の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の内容は以下のとおりです。

『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』とは	青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が１億円以下（資本金を有しない場合は常時使用する従業員の数が１，０００人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除く）等が、令和４年３月31日までの期間内に取得価額が３０万円未満の減価償却資産を取得された場合に、３００万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度です。 確定申告書等に添付した決算書の「減価償却費の計算」の適要欄に措置法28条の２と記載された事項を基に、金額（合計額）及び件数を記入してください。　国税庁資料より

『問11』の「研究開発」の内容は以下のとおりです。

研究開発	・研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 ・開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となっています。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やクレーム処理のための活動、または、探査・掘削等の鉱物資源の開発に特有の活動は、含まれません。

研究開発とするもの（例）

- 学術的な真理の探究
- 基盤技術の研究開発
- 新製品の開発
- 既存製品の強化・改良
  （本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除く）
- 製品の特性を明らかにする試験研究
- 新しい製造法・処理法の開発
- 新しい材料の探求・開発

研究開発としないもの（例）

- マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- 財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- QC 活動、ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理）など、工程管理を目的とした調査・分析

SAMPLE

5. 設備投資の状況

問8　設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）について、おうかがいします。
令和２年中に設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）を行いましたか。該当する番号に１つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った　　2. 設備投資を行っていない → 問9へお進みください

問8付問1　問8で「１．設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
令和２年中に行った設備投資額（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額）（※）を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

設備投資額（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額）	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000 円

※　令和2年の決算期間中に取得した分のみを記入してください。また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

問9　リースの利用について、おうかがいします。
令和２年中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に１つだけ○をつけてください。

1. 新たにリース契約（契約更新を含む）を行った
2. リース契約を新たに行わなかった → 問10へお進みください

問9付問1　問9で「１．新たにリース契約（契約更新を含む）を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。令和２年中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

新規リース契約額	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000 円

【問9付問1　記入上の注意点】
支払リース料ではなくリース契約額の総額です。令和2年中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

問10　令和２年分の決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』を適用し、損金経理したものの取得価額の合計（上限３００万円）及びその対象資産件数を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

対象資産件数		

件

取得価額	百万	十万	万	千

,000 円

6. 研究開発の状況

問11　新製品または新技術の研究開発について、おうかがいします。
令和2年中に、新製品または新技術の研究開発を行いましたか。該当する番号に○をつけてください。

1. 新製品または新技術の研究開発を行った　→問11付問1へ
2. 新製品または新技術の研究開発を行っていない → 問13へお進みください

問11付問1　問11で「1. 新製品または新技術の研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
研究開発に要した費用（※）を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

項　目	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千
研究開発費									

,000円

※　令和2年の決算期間中で要した研究開発費用を記入してください。累計ではありません。

SAMPLE

右ページ問12・問13・問14・問15の記入説明

『問12』の「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）	「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）」は、中小企業者等が支出した試験研究費の12%（試験研究費の増加率が8%（平成31年3月31日までに開始した事業年度においては5%）を超える場合は、その増加率に応じて最大17%）に相当する額の税額控除（当期の法人税額の25%（試験研究費の増加率が8%（平成31年3月31日までに開始した事業年度においては5%）を超える場合は35%）を上限とします。）が認められる制度です。 ＊国税庁資料より

『問13』の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状、構造、組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状、模様、色彩についての美徳をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

『問14』『問15』の受託／委託の内容は以下のとおりです（※建設工事の受託／委託は除く）。

① 製造の受託／委託	（生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、または他社の自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること／貴社が販売または自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
② 修理の受託／委託	（人手不足などの理由により）他社が主業として請け負っている物品の修理、他社の自己使用する物品の修理を依頼されること／貴社が請け負う修理または自己使用する物品の修理を依頼すること。
③ プログラム作成の受託／委託	（業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること／貴社がプログラム作成を他社に依頼すること。
④ プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託／委託	（コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により）他社が主業として行うテレビ番組作成・工業デザイン・グラフィックデザインの提供などを依頼されること／貴社が同業務を他社に依頼すること。
⑤ 役務提供の受託／委託	（機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により）他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。
⑥ 上記⑤以外の役務提供の受託／委託	（人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により）他社が主業として行うメンテナンス（ビル、自動車、機械等）・顧客サポート（アフターサービス、コールセンター等）などの役務提供を依頼されること／貴社が役務提供を他社に依頼すること。

SAMPLE

問12　令和２年分の決算において、中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用した	2. 利用していない

問13　貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある	2. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない

→ 問14へお進みください

問13付問1　問13で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
令和３年３月３１日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内　容	所有しているもの	所有しているもののうち、使用しているもの※	使用しているもののうち、自社開発のもの
特許権	件	件	件
実用新案権	件	件	件
意匠権	件	件	件
商標権	件	件	件

次の大小関係となるよう記入してください。
所有しているもの　≧　使用しているもの　≧　自社開発のもの

※　「所有しているもののうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

7. 受託の状況

［主たる事業が「建設業」の場合（「問6 売上（収入）の内訳」で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方）は記入不要です。「8. 委託の状況」問15へお進みください。］

問14　令和２年中に、左ページ（8ページ）記入説明に掲げる受託がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください（※建設工事の受託は除く）。

1. 受託があった	2. 受託がなかった

→ 問15へお進みください

問14付問1　問14で「１. 受託があった」を選んだ方のみにおうかがいします。
令和２年中に受託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

受託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000 円

8. 委託の状況

問15　令和２年中に、左ページ（8ページ）記入説明に掲げる委託を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください（※建設工事の委託は除く）。

1. 委託を行った	2. 委託を行っていない

→ 問16へお進みください

問15付問1　問15で「１. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。
令和２年中に委託した金額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

委託の金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千

,000 円

SAMPLE

右ページ問16・問16付問1・問17付問3の記入説明

『問16』の借入条件についての各調査項目の内容は以下のとおりです。

本人保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者や、代表者以外の役員が保証人となっている場合をいいます。
物的担保	不動産、預金、有価証券、機械設備に対して、貴社借入金を被担保債権として、メインバンクが（根）抵当権設定、質権設定などを行っていることをいいます。
第三者保証	金銭消費貸借契約書や根保証書などの連帯保証人や銀行取引約定書における包括根保証人があるケースのうち、貴社の代表者と代表者以外の役員とを除いた第三者（代表者の親族など）が保証人となっている場合をいいます。
公的信用保証	都道府県及び自治体の信用保証協会との間で保証委託契約を取り交わしている場合をいいます。

『問16付問1』のメインバンクへの借入申込みの最も多かった対応についての各項目の内容は以下のとおりです。

1．申込額どおり借りられた	申込みどおりの金額の融資を受けることができた。
2．申込額を減額された	申込みの金額より低い金額だったが融資を受けた場合（申込額を減額されたため、融資を受けなかった場合も含みます。）。
3．増額セールスを受けた	申し込んだ金額以上の貸付金額を提案され、増額した金額で融資を受けた場合（増額セールスを受けたが、当初申込通りの金額の融資を受けた場合も含みます。）。
4．申込みを拒絶された	借入申込みを拒絶され、融資を受けることができなかった。
5．借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない	申込みを断られると考え、申込み自体を行っていない。
6．借入の必要がなかったため、申込みを行っていない	借入の必要がなかったため、申込み自体を行っていない。

『問17付問3』の事業承継の意向の内容は以下のとおりです。

1．親族内承継を考えている	息子・娘（姻族を含む）、配偶者、または親族（6 親等以内の血族または 3 親等以内の姻族）への承継を考えている。
2．従業員等への承継を考えている	（息子・娘・配偶者または親族ではない）貴社従業員等への承継を考えている。
3．会社への引継ぎを考えている	他の法人への株式等の譲渡による経営権の引継ぎを考えている。
4．個人への引継ぎを考えている	（息子・娘・配偶者・親族ではなく、貴社の役員・従業員でもない）個人への引継ぎを考えている。
5．左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている	上記の1～4以外の事業承継を考えている。
6．現在の事業を継続するつもりはない	事業承継の意向はなく、現在の個人事業主の代で廃業を考えている。
7．今はまだ事業承継について考えていない	現時点では事業承継についての明確な意向がない。
8．その他	上記の1～7以外の場合。

SAMPLE

9. 取引金融機関について

問16　メインバンクからの借入条件について、該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 経営者の本人保証を提供している
2. 物的担保を提供している
3. 第三者保証（公的信用保証を除く）を提供している
4. 公的信用保証を提供している
5. 1.～4.のいずれも提供していない（※）
6. メインバンクからの借入金はない（※）

※　全く借り入れがない方は「6. メインバンクからの借入金はない」のみ○をつけてください。

問16付問1　最近1年間のメインバンクへの借入申込みについて、最も多かった対応はどれでしたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 申込額どおり借りられた
2. 申込額を減額された
3. 増額セールス（※）を受けた
4. 申込みを拒絶された
5. 借入を申し込んでも断られると考え、申込みを行っていない
6. 借入の必要がなかったため、申込みを行っていない

※　増額セールスとは、申し込み金額以上の貸付金額をメインバンクから提案されることをいいます。

10. 事業承継について

問17　個人事業主の年齢について、該当する番号について1つだけ○をつけてください。

1. 20歳代以下
2. 30歳代
3. 40歳代
4. 50歳代
5. 60歳代
6. 70歳代
7. 80歳代以上

問17付問1　個人事業主となられた経緯について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 創業者
2. 親族内での承継
3. 社内人材の昇格
4. 1.～3.以外の外部からの招へい
5. その他

問17付問2　個人事業主の在任期間について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 5年未満
2. 5～10年未満
3. 10～20年未満
4. 20～30年未満
5. 30年以上

問17付問3　事業承継の意向について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 親族内承継を考えている
2. 従業員等への承継を考えている
3. 会社への引継ぎを考えている
4. 個人への引継ぎを考えている
5. 左記1.～4.以外の方法による事業承継を考えている
6. 現在の事業を継続するつもりはない
7. 今はまだ事業承継について考えていない
8. その他（　　）

11. 中小企業関連政策の認知状況について

問 18　「経営者保証に関するガイドライン」を知っていますか。該当する番号に１つだけ○をつけてください。

1. 内容についてよく知っている　→ 問18付問1へ
2. 名称は知っている
3. 知らない

問18付問1　問18で「1.内容についてよく知っている」を選んだ方のみにおうかがいします。「経営者保証に関するガイドライン」について、以下の内容を知っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 新規借り入れ時に経営者の個人保証無しで融資を受けることができる可能性がある
2. 既存の保証契約に対して経営者の個人保証の解除ができる可能性がある
3. 早期に事業再生／廃業を決断した際、一定の生活費等を残す等の可能性がある
4. 前経営者の負担する保証債務を引き継がせない、保証の解除ができる可能性がある
5. 債務整理を行った保証人の情報を信用情報登録機関に報告・登録しない

SAMPLE

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。

後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒（黄色）に入れ、9月1日（水）までにポストに投函してください（切手は不要です。）。

SAMPLE

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。

詳しくは、同封の「調査のご案内（２ページ目以降）」をご確認ください。

紙へリサイクル可